

(第6号別紙)

令和6年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和6年7月17日(水) 午前10時から午前11時

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(12名)	丸金 ゆきこ	市川市議会議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	高橋 昌代	市川市民生委員児童委員協議会 理事
	富田 勇人	市川市PTA連絡協議会 会長
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	小林 俊之	市川市自治会連合協議会 会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長
	金田 剛	市川市立下貝塚中学校 校長
	菊池 和彦	市川市立柏井小学校 校長
	岩佐 伸幸	道路交通部 次長
	中原 基貴	街づくり部 街づくり計画課 課長

4 事務局

藤井 義康	学校教育部 部長
池田 淳一	学校教育部 次長
小島 信也	学校教育部 次長
小林 義行	学校教育部 義務教育課 課長
横山 謙介	学校教育部 義務教育課 主幹
野井 泰子	学校教育部 義務教育課 副主幹

他1名

5 辞令交付(3名)

6 教育委員会挨拶

7 審議会会長挨拶

8 事務局紹介

9 議題

(1) 令和6年度 新入学 児童生徒の指定学校変更等の状況について(報告)

(2) 令和5年度 在学年 児童生徒の指定学校変更等の状況について(報告)

(3) 大型マンション建設(京葉ガス市川工場跡地開発事業)に伴う大洲小学校及び大洲中学校の児童生徒数の把握について

10 その他

## 【中嶋会長】

只今から、令和6年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。それでは、議題にそって進めます。

はじめに議題（1）「令和6年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況について」事務局から報告してください。

## 【事務局】

令和6年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況をご報告いたします。市川市の小学校、中学校及び義務教育学校では、居住する住所によって通学区域が定められております。居住する通学区域の学校に通学することが原則ですが、やむを得ない理由がある場合は、許可基準に応じて対応しております。ホームページ等でもお知らせしておりますが、指定学校の変更制度は、学区の自由化である学校選択制とは異なり、どこの学校でも自由に選べるというわけではございません。許可基準に適合していること、受け入れる学校の施設に余裕があること、通学距離があまりにも遠くならず、安全性が確保されること等の条件にあてはまる場合に申請可能となり、条件に適合しない場合は、指定学校変更の申請が認められない場合もあります。

具体的な指定学校変更の許可基準につきましては、12ページから14ページをご覧ください。許可基準は、通学区域審議会の審議を得て、令和5年度より小学校版と、中学校版に分けて、改訂しております。報告のポイントを2ページにまとめましたので、そちらをご覧ください。まず、（1）をお願いいたします。

今年度は、教室不足等の理由により、受け入れ人数の上限を設定した学校は、小学校が5校、中学校が7校、義務教育学校の塩浜学園1校となりました。

また、余裕教室が全くないため、さらに制限を強め、兄弟が既に在籍している場合のみ申請可能とする兄弟制限とした学校が、3校ございまして、市川小、鬼高小、新浜小学校でした。鬼高小学校は、学区内の児童数増加と教室不足により、令和4年度の入学生から兄弟制限となっております。また、大和田小学校は、平成31年度より、兄・姉が在学している場合と、また、指定学校より近い場合のみの受け入れとしています。

次に、指定学校変更の許可件数でございます。2ページ（1）の2つ目の丸印となっております。今年度小学生が3,512名入学し、そのうち、423名の指定学校変更がありました。

主な理由として、一番多かった項目は、兄弟一緒の学校に就学させたい、2番目は希望する学校が指定された学校よりも近いため、3番目は幼稚園・保育園等の友人関係の理由によるため、となっております。

中学生は3,043名入学し、指定学校の変更を行った人数は、433名となっております。主な理由として、一番多かったのは、希望する学校が指定された学校よりも近いため、2番目に多かったのは、小学校の友人関係等を理由とするもの、3番目は兄弟一緒の学校に就学させたいためとなっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。一番上の段の「新入学1年生」の項目が、新入生の指定学校変更の申請数となります。令和5年度より指定学校変更の許可基準を小学校と中学校用に分けて新しい基準で申請を受け付けております。

基準改定前の平成27年の頃は、新入生の申請者が小学生と中学生を合わせて1000人を超えておりました。基準改定後の令和5年度の新入学の申請者は、小学生と中学生を合わせて890人、令和6年度の新入学の申請者は、856人となりまして全体的に緩やかにではございますが、減少しつつあります。

5ページと6ページに新入学児童生徒の学校別指定学校変更件数の実績を掲載しておりますので参考としてください。

表の見方について簡単にですが説明いたします。6ページをお願いいたします。表の縦に書かれてい

る学校が指定学校で、横に書かれている学校が指定学校の変更を希望する学校を示しています。

6 ページの表は、中学校ですが、例えば、縦書きに書かれている指定校の第一中学校を下に見ていくと、横書きの第二中学校の部分が「36」とあり、「第一中学校の学区から第二中学校に36名行った」ということを示しております。

横に書かれている第一中学校を右に進むと、東国分中学校の欄に「14」とあります。これは、「第一中学校に東国分中学校の学区から14名入ってきた」という見方になります。

横に書かれている第一中学校の列をさらに右に見ていきますと、合計の欄に「24」という数字が出ております。これは第一中学校に他の学校の学区から24名入ってきたことを示しております。

以上、令和6年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況についてでした。よろしくお願ひいたします。

#### 【中嶋会長】

ご説明ありがとうございました。議題（1）の報告でした。

ご質問やご意見等はございますか。何かございましたら、この後でも大丈夫ですのでお願ひいたします。

続いて、議題（2）「令和5年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況について」事務局から報告してください。」

#### 【事務局】

続いて、令和5年度 在学年児童生徒の指定学校変更の状況について、ご報告いたします。

2 ページの（2）になります。こちらは、小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生までの在学年児童生徒の指定学校変更の状況になります。

割合としましては、小学生が21,901名中、変更した件数は204件、中学生は9,372名中、変更した件数は、157件となりました。

小学校1年生から6年生までの、在学年児童の指定学校変更の主な理由としましては、その大半が、年度途中に、隣接している学区等に転居した場合でした。保護者や児童生徒は、そのまま継続して「今までの学校に通いたい」という希望が多くありました。

最後に2 ページ（3）をお願ひいたします。昨年度1年間の小学校と中学校の「区域外就学」についてです。「区域外就学」とは、市川市在住以外の方が、特別な事情により、市川市内の小中学校を希望し、申請するものです。

主な理由としましては、年度途中、市川市外へ転居したため、学期末、または 卒業学年の場合は卒業まで、引き続き市川市内の学校へ通学したいという理由が、多くなっています。また、市川市には、国立国際医療研究センター国府台病院に入院し児童生徒が通う院内学級があります。院内学級に通うためには、市川市外にお住まいの方は、区域外就学の申請をしております。

8 ページから9 ページに学校別指定学校変更件数の実績を掲載しておりますので、参考としてください。

以上、令和5年度在学年児童生徒の指定学校の変更等の状況について、ご報告いたしました。よろしくお願ひいたします。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございました。議題（2）の報告でした。ご質問やご意見等はございますか。特にないようですので、次に進みます。

それでは、議題（3）「大型マンション建設（京葉ガス市川工場跡地開発事業）に伴う大洲小学校及び大洲中学校の児童生徒数の把握について」事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

大型マンション建設（京葉ガス市川工場跡地開発事業）に伴う大洲小学校と大洲中学校の児童生徒数の把握についてご報告いたします。16ページをお願いいたします。こちらは前回の審議会でお示した資料と同じ内容になります。

令和4年度の第3回の通学区域審議会におきまして、大型マンション建設（京葉ガス市川工場跡地開発事業）に伴います児童生徒数の増加と施設の対応についてご説明させていただき、審議いたしました。

大型分譲マンションの分譲住戸数は672戸、販売開始は、令和6年9月上旬予定となっております。入居時期ですが、昨年度の審議会では令和8年9月とお伝えしておりましたが、事業者から令和9年3月末予定に変更になったとホームページ等でも公開されております。

この地区の指定学区は、大洲小学校、大洲中学校になりますので、建設に伴って、児童生徒数の増加が見込まれることから、大洲小学校につきましては、新校舎を建設して対応し、大洲中学校につきましては、既存校舎を改修して対応いたします。

教室不足解消に向けて新校舎を建設・改修して対応することから、子どもの就学を担保するという意味で、マンションの指定学区である大洲小学校、大洲中学校に原則として通学する旨を指定学校変更許可基準に明記して対応いたします。こちらは、令和5年度第1回の通学区域審議会において審議いたしました。

大型マンションの通学区域が、原則、大洲小学校と大洲中学校となることは、マンション販売の際に不動産会社が作成する重要事項説明書に記載していただくこととなっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。こちらは、マンションを購入された方で、就学予定のお子様がいいらっしゃる方に、三井不動産レジデンシャルからお渡ししていただくことが決まっております。入学予定の児童生徒数を令和7年8月31日までに把握し、教室数を把握したり、机や椅子等の教室環境を整えたりしていけるように関係各課とも連携して取り組んでまいります。

以上、大型マンション建設に伴う大洲小学校と大洲中学校の児童生徒数の把握についての報告でした。よろしくをお願いいたします。

## 【中嶋会長】

ご説明ありがとうございました。皆さん、何かご質問等ございますでしょうか。

大型マンションのつきましては、昨年度も審議があった件になりますが、業者から入居時期が変更になったということで、教育委員会が書類の手続き等の対応をしていただいておりますので、大丈夫かと思われまます。今後ともよろしくをお願いいたします。

全体を通してでも構いませんので、ご質問等ありましたらお願いいたします。

## 【石原委員】

2点あります。1点目は新入学の児童生徒の指定学校変更について、2点目が大型マンションについてです。

まず、1点目の新入学児童生徒の指定学校変更に関しては、先ほど説明がありましたように、指定学校変更の基準を改定したことにより、申請件数が緩やかに減少しておりますが、減っている要因を教育委員会としてどのように捉えているのか伺いたいです。

校長時代に、友人関係が理由での申請が結構多かったのですが、理由が重い方とそうではないと思われる方もいらっしゃいましたので、その辺りのことも含めて教えてください。

2点目は、大型マンションについて、分譲住戸数が672戸とのことですが、どのくらい児童生徒数や教室数が増える予測となっているかについて教えてください。

**【事務局】**

1点目は、新入生の指定学校変更の申請が減少している要因としましては、申請時や電話での問い合わせの際には、原則は学区であることを伝えていきます。やむを得ない事情があり、申請をする場合は、指定学校変更許可基準に則っていること、また、友人関係が理由での申請では、理由を具体的に記載していただき、話を伺った上で、課内で協議をしております。ここ近年では、申請時の理由で、友人関係等のトラブルや登園渋り等、やむを得ない事情があつて申請する方がほとんどです。

2点目の大型マンションについてですが、令和4年5月1日を基準に大型マンション全672戸のうち55㎡以上の572戸をファミリータイプと想定し、児童生徒数の増加分を加えて推計を出しております。増加分を含めた児童生徒数の推計は、大洲小学校の供用開始が以前の計画では、令和8年度でしたので、令和8年度は75人増、その後徐々に増加し、令和13年度には200人増という推計になっております。

児童数の増加に伴いまして、大洲小の必要教室は、現在は18教室、令和8年度には20教室、令和11年度22教室、令和12年度から13年度には23教室となる推計が出ております。

中学校については、私立中学校への進学する生徒数も考慮して推計を算出してしております。大洲中学校は、供用開始の令和8年度には、19人増ですが、令和13年度には33人の増となります。大洲中学校は、現在普通教室が13教室、必要教室の推移においては、令和8年度は13教室が、令和9年度には14教室、令和12年度以降令和15年度まで15教室が必要となりますが、大洲中学校については既存校舎を改修して対応することとなっております。

**【石原委員】**

よくわかりました。

**【中嶋会長】**

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

**【富田委員】**

大洲小学校と大洲中学校についても、この先、制限校になっていく可能性はありますか。

**【事務局】**

新1年生の学区外からの制限に関しては、住民票を基にした入学予定者数の人数をもとに、学校と協議をして決めていきます。各学校の教室の数や、給食を提供できる数等、様々な教育的な環境を考慮しながら、児童生徒数の上限を設定しています。学区外の児童を受け入れますと、学校の教育環境を維持することが難しくなる場合は、制限をかける可能性もあります。

**【富田委員】**

ありがとうございます

**【中嶋会長】**

それでは、私の方から質問いたします。

1点目は、昔あつた話なのですが、一人が先導して仲間を連れて指定学校変更をしていた例です。最近の様子として、事務局としてそのような方がまだいるのかどうか知りたいです。

また、船橋や松戸など市境の方が入学を希望した場合にどのように対応しているかを教えてほしいです。特に信篤小学校から二俣小学校への指定学校変更は例年多くなっておりますので、その辺りの状況も教えてください。

**【事務局】**

最初のご質問の、一人が先導して仲間を連れて指定学校変更している方につきましては、原則は学区で、やむを得ない事情がある方のみ申請を受けております。友人関係等の事情での申請では、理由を記載していただいておりますし、指定学校よりも距離が近いという理由での申請では、課内で距離を測って協議をした上で受理しておりますので、今のところはそのような例はございません。

2点目のご質問ですが、船橋市、松戸市、浦安市の市境の方から新入学にあたって、市川市内の学校に通うことは可能かという問い合わせをいただくことはございます。市川市内の学校への通学は、原則、市川市へ住民登録があり、居住している場合のみ可能ですので、理由を丁寧に説明してお断りしております。

また、新1年生で二俣小学校から信篤小学校に指定学校変更して入学された方が28人おりました。過去の人数を見ますと、新入生令和5年度が17人、令和4年度が27人、令和3年度は29人でした。今年度の入学生に関しては、二俣小学校は学区の人数が20名ほど増えていることもあり、指定校変更する方が全体的に多くなっております。

申請理由の内訳ですが、兄弟が信篤小に通っているという理由での申請が13名おありまして、兄弟での申請が例年よりも多い数となっております。

2番目は、信篤小学校の方が学区の学校より距離が近いという理由での申請が13人、友人関係等の理由での申請が2名でした。

**【中嶋会長】**

ありがとうございます。あと1点ですが、高谷中ブロックと東国分中ブロックに関して、義務教育学校への移行について何か進捗があれば教えてください。

**【小林課長】**

義務教育学校に関しましては、現在のところ、関係各課、地域、学校と調整を図っている段階です。スケジュール等につきましても、分かり次第、お伝えいたします。

**【中嶋会長】**

はい、分かりました。よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして令和6年度第1回通学区域審議会を終了いたします。事務局に戻します。

**【事務局】**

来年度の指定学校変更申請についてですが、今年度も10月下旬に入学通知書の発送を予定しております。次回、第2回につきましては、次第の下にも記載しておりますとおり、10月25日（金）に開催いたします。例年ですと、2日間、日にちの候補を出しておりましたが、今回からは会場の予約の都合で、日時を決めてお伝えさせていただきますことをご承知おきください。後日、開催通知をお送りいたしますのでよろしくお願い申し上げます。事務連絡は、以上となります。

**【小林課長】**

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。次回の審議会もよろしく願いいたします。お気をつけて、お帰りください。

令和7年7月17日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会  
会 長 中 嶋 貞 行